

# 阿武町特産品開発支援事業補助金交付要綱

平成28年2月17日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特産品を通じて本町の魅力を発信するとともに、地域の活性化や地場産業の振興を図るため、特産品の開発及び商品化を行う者に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特産品」とは、本町の地域資源及び地域特性を活用して生産又は製造された農林水産物、農林水産加工品、工芸品等で、名称や意匠が阿武町と関わりがあり、本町の魅力の発信につながると町長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 阿武町の資源や特性を活かした特産品づくりや商品化に意欲、熱意のある法人、団体及び個人。
- (2) 町税等を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 特産品を開発し、商品化する事業
- (2) 既存の特産品を改良し、新たに商品化する事業
- (3) その他町長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 研修・技術指導費
- (2) 原材料費
- (3) 印刷製本費
- (4) 委託費
- (5) その他特産品の開発又は商品化に要する経費で町長が必要と定めるもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、50万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の交付の期間は、一事業につき2会計年度を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、阿武町特産品開発支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、町長が別に定める。

(審査会)

第8条 町長は、前条第2項に定める提出期限を経過した後、速やかに審査会を開催し、補助金交付申請書の内容を審査するものとする。

2 町長は、前項に定める審査会の開催にあたり必要と認めるときは、交付申請者に対して、審査会への出席と事業の説明を求めることができる

3 審査会の委員の構成は、町長が別に定める。

(交付の決定)

第9条 町長は、前条第1項に定める審査会の審査の結果、補助金の交付を決定したときは阿武町特産品開発支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは阿武町特産品開発支援事業補助金交付申請却下通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認等)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、阿武町特産品開発支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、阿武町特産品開発支援事業変更（中止・廃止）承認（却下）通知書（第6号様式）により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、阿武町特産品開発支援事業補助金実績報告書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、阿武町特産品開発支援事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）により補助決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助決定者は、補助金の交付を請求するときは、阿武町特産品開発支援事業補助金交付請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第14条 補助金の概算払を受けようとするときは、阿武町特産品開発支援事業補助金概算払請求書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 町長は、補助決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

（失効）

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式 略